



子どもの権利

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
(函館弁護士会所属)



■今年の参議院議員選挙から、18歳以上の者に、選挙権が認められるようになりました。そこで今回は、子どもの権利について、取り上げたいと思います。

■時と場合により「子ども」が何であるかは違います。たとえば、戦国時代で言えば、織田信長は、13歳で元服、つまり大人になっています。一方で、私自身を含め、少年の心を持ったおじさんは沢山います。子どもと大人の境目は、何でしょうか。

■法的にはどうでしょうか。民法・少年法では、20歳未満を未成年者・少年と定め、子どもの保護を図っています。なお、女性は16歳から結婚することができ、一方で、子どもの権利条約に見られるように、世界的には18歳未満を子どもとするのが大勢のようです。日本でも、少年法の厳罰化、18歳選挙権が認められたように、子どもと大人の境目は、実はあいまいで、常に揺れているのです。

■さて、「子どもの権利」についてですが、子どもの権利条約には、おおまかに、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の4つの権利を掲げられています。子どもは、環境次第で何者にもなり得ること、これを可塑性（かそせい）と言います。そのため、条約や法律で、子どもは手厚く保護されています。大人は、子どもを守り、安心して生活させながら、教育させる義務を負います。もちろん、子どもの意思や自由を尊重しつつ、です。

■特に、幼い子どもにとって、親は神様に等しい存在です。ところが、子どもは親を選べません。子どもへの虐待は、いつの世もあります。法テラス八雲も通報先のひとつとして、覚えておいていただけたらと思います。

■相談は、法律相談に限りません。法テラス八雲法律事務所 ☎050-3383-8366 まで、お気軽にお電話下さい。

八雲警察署からお知らせ

安全・安心なまちづくりの日及び全国地域安全運動 ～みんなで築こう、安全で安心な大地～

- 10月11日～20日までの10日間、「平成28年全国地域安全運動」を実施します。
- 運動重点は、「1. 子供と女性の犯罪被害防止、2. 特殊詐欺の被害防止、3. 侵入窃盗の被害防止です。
- 子供を犯罪被害から守るため、「いかのおすし」の防犯標語を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょ。

防犯標語 「いかのおすし」

- 「いか」～ ついて「いか」ない
- 「の」～ くるまに「の」らない
- 「お」～ 「お」おきなこえをだす
- 「す」～ 「す」ぐににげる
- 「し」～ だれかに「し」らせる

- 女性が犯罪被害に遭わないため、夜間に人通りの少ない道を歩くのは避けるとともに、イヤホンで音楽を聴いたりスマートフォンを操作しながら歩かないようにしましょう。
- 息子や甥を語り「会社のお金を入れたかばんが

- 盗まれた」などと言って、お金を要求してきたら詐欺です。
- 「医療費の還付金を近くのATMで受け取れます」、「不正に使用されたキャッシュカードを自宅へ取りに伺います」などと言われたら詐欺です。
- 特殊詐欺の被害に遭わないため、お金の要求や儲け話には注意をして、怪しいと感じたらすぐに警察相談電話#9110に相談しましょう。
- 侵入窃盗の被害に遭わないため、出かけるときには確実な施錠と、センサーライトや防犯カメラなどの防犯器具を取り付けましょう。
- 全国地域安全運動の初日、10月11日は「安全・安心なまちづくりの日」です。
- 全国地域安全運動期間中は、全道各地で様々な取組が行われますので、道民の皆さまの積極的な参加をお願いします。

【問い合わせ先】

函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110